

# 「住宅宿泊事業法」に基づく届出前に、住宅の安全措置の事前相談をお願いします。

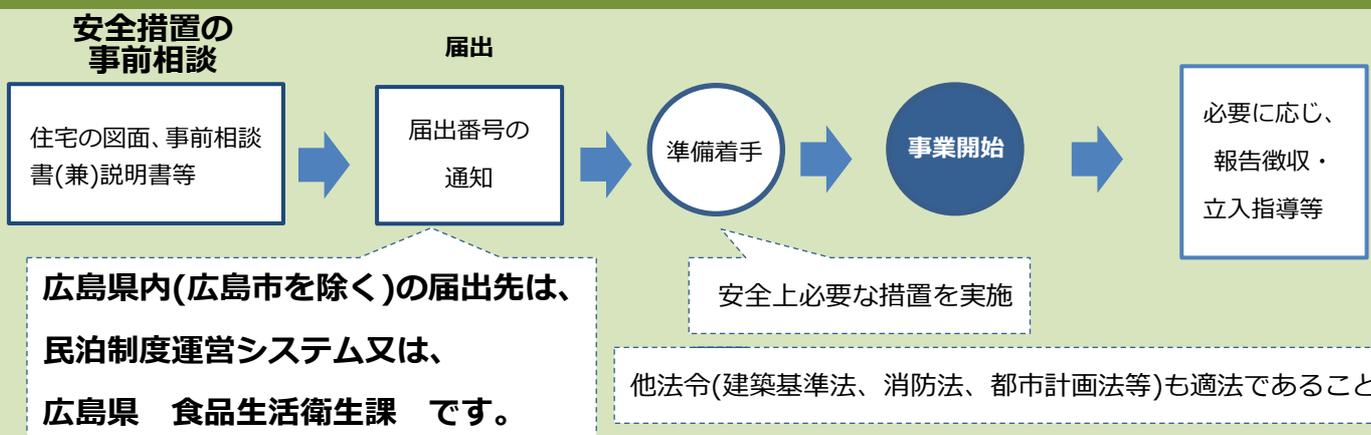
(広島県内 特定行政庁 建築担当課(広島市を除く。))

平成 30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が施行されました。

住宅宿泊事業を営む者は、届出住宅について、火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じる義務が生じ、届出時に、措置の実施内容を明示した「住宅の図面」の添付が必要になります。

円滑な届出の受理ができますように、事前相談をして頂きますようお願いいたします。

## ■ 住宅宿泊事業の手続きの流れについて



## ■ 届出住宅の建て方と規模に応じた安全措置の適用要否について

具体的な非常用照明器具の設置方法等の安全措置は、「民泊の安全措置の手引き」(国土交通省住宅局建築指導課)を参照してください。(広島県建築課のホームページに掲載)

安全措置の内容 (告示の条項)	届出住宅の建て方と規模等			
	一戸建ての住宅、長屋		共同住宅、寄宿舍	
	家主同居※1 で宿泊室の床面積が 50㎡以下	左記以外	家主同居※1 で宿泊室の床面積が 50㎡以下	左記以外
非常用照明器具(第一)	×	○	×	○
防火の区画等 (第二第一号)	×	○ 複数のグループが複数の宿泊室に宿泊する場合のみ	×	○ 複数のグループが複数の宿泊室に宿泊する場合のみ
その他の安全措置(第二第二号イ～ホ)	○※2		×	

○：適用あり(原則措置が必要) ×：適用なし(特段の措置不要)

※1 届出住宅に住宅宿泊事業者が居住しており、不在とならない場合

※2 宿泊者の使用に供する部分等の床面積や階数が一定以下である届出住宅の場合は不要

## ■ 事前相談に必要な図書

○住宅の図面(手書きで可)

※**非常用照明、防火区画などが必要な場合は、建築士に相談することをお勧めします。**

明示する内容

- 台所・浴室・便所・洗面設備の位置、住宅の間取り及び出入口、各階の別、居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)の床面積
- 非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の実施内容

○住宅宿泊事業法第6条に基づく「宿泊者の安全確保措置」事前相談書(兼)説明書

○確認済証等(保有している場合)

## ■ 観光庁ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/juutaku-shukuhaku.html>

○制度の詳細については、**住宅宿泊事業法のページ**(観光庁のホームページ)をご覧ください。

## ■ 広島県建築課のホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/minpakuanzen.html>

○安全措置の詳細については、「**住宅宿泊事業法に基づく届出前に、住宅の安全措置の事前相談をお願いします。**」(広島県建築課のホームページ)をご覧ください。

## ■ 広島県内(広島市を除く)の届出住宅の安全措置に関する事前相談窓口

広島県内(広島市を除く)の事前相談窓口(自治体)は次のとおりです。

自治体	担当窓口	電話番号	所管市町
呉市	都市部建築指導課	0823-25-3511	呉市
福山市	建設局建築部建築指導課	084-928-1103	福山市
東広島市	都市交通部建築指導課	082-420-0956	東広島市
三原市	都市部建築指導課	0848-67-6122	三原市
尾道市	都市部建築課	0848-38-9245	尾道市
廿日市市	建設部建築指導課	0829-30-9191	廿日市市
三次市	建設部都市建築課	0824-62-6385	三次市※
広島県	土木建築局建築課	082-513-4183	竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)、山県郡(安芸太田町、北広島町)、豊田郡(大崎上島町) 府中市、世羅郡(世羅町)、神石郡(神石高原町)、三次市(※)、庄原市

※ 三次市内の次の建築物については、三次市が所管しています。

○法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物

(地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。)

○法第6条第1項第3号に掲げる建築物